

申請後の注意事項

1 変更届について

申請後、令和9年3月31日までの資格有効期間内に次に掲げる事項に変更があった場合には、直ちに以下の必要な添付書類を添えて「競争入札参加資格者変更届(様式第13号)」(以下「変更届」)を提出してください。(郵送可)

No.	変更事項	添付書類名(全てA4版に複写してください。)
1	商号又は名称	履歴事項全部証明書の写し <法人のみ> 許可(登録)行政庁に提出した変更届の写し <許可・登録の個人事業主のみ>
2	本店の所在地	履歴事項全部証明書の写し <法人のみ> 住民票の写し <個人事業主のみ> 許可(登録)行政庁に提出した変更届の写し <許可・登録の個人事業主のみ>
3	代表者	履歴事項全部証明書の写し <法人のみ> 住民票の写し <個人事業主のみ>
4	代理人	委任状(小川町様式第2号)
5	代理人の営業所名	
6	代理人の役職名	
7	代理人の所在地	
8	電話・Mail	変更届のみ(本店及び代理人を置く営業所とも)
9	許可(登録)事項	許可(登録)通知書(証明書)などの写し
10	役員・組合員	役員名簿・組合員名簿 <協同組合・協業組合・企業組合等のみ>
11	資本金額	履歴事項全部証明書の写し <法人のみ>

- ◇「変更届」は、小川町に複数の区分で申請している場合には、申請区分ごとに作成してください。
- ◇「変更届」は、代表者名で作成してください。代理人名では不可とします。
- ◇「変更届」の「受付番号」欄には、小川町の受付番号を記入してください。不明の場合は空欄可。

2 参加資格の継承について

相続、合併または営業譲渡(個人業者の法人化を含む)により、当該営業の一切を継承した場合には、「競争入札参加資格承継申請書」(小川町様式第14号)の提出が必要になります。様式の配布や添付書類など、詳しくは政策推進課 管財契約担当までお問い合わせください。

3 参加資格の抹消について

- 次に掲げる事項に該当するときには、資格を抹消することがありますので注意してください。
- ◇ 資格審査申請書、変更届、承継申請書又はそれぞれの添付書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ◇ 記入誤りや記入漏れ、必要書類の添付漏れ等が発見され、その補正の要請に応じないとき。
 - ◇ 変更届を必要とする事項についての届出を怠ったとき。

問い合わせ	〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚55 小川町役場 政策推進課 管財契約担当 (TEL) 0493-72-1221
-------	--